

＜実績報告書提出にあたっての注意点（新築用）＞

1. 実績報告書の添付書類についての留意事項（新築用）

添付書類	留意事項
① 住民票の写しの原本	必ず新しく建てられた家の所在地に住所を変更した住民票を提出してください。また、発行後1ヶ月以内のものを提出してください。
② 検査済証の写し (建築基準法に基づくもの)	建築確認申請の必要がない住宅の場合は不要です。
③ 工事監理報告書の写し	建築士法に基づく様式で、建築士が作成するものがが必要です。
④ 完成した住宅の写真 (カラー印刷可)	外観(1枚以上)及び内観(1枚以上)が、それぞれわかるものを提出してください。カラー印刷も可能です。なお、 <u>白黒印刷や不鮮明な物は認められません。</u>
⑤ 補助対象事業に要する経費を支払ったことがわかる書類 (領収書又は通帳の写し)	<u>品目、金額及び支払い先(請求先)がわかること。</u> 通帳のコピーでも可能ですが、 <u>品目、金額及び支払い先(請求先)がわからないものは、認められません。</u>

2. 実績報告書の提出期限等について

【提出期限】

○平成31年1月16日(交付の決定の日)より前に補助対象事業が完了した場合

平成31年2月15日(県必着)

○平成31年1月16日(交付の決定の日)にまだ補助対象事業が完了していない場合

補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は平成31年3月31日のうち

どちらか早い日(県必着)

*補助対象事業の完了の日は、検査済証の発行を受け、新築住宅に転居した日をいいます。検査済証の発行日より前に転居した場合は、検査済証の発行日になります。なお、建築確認申請の必要のない住宅の場合は、検査済証がありませんので、転居した日になります。

【提出先】岐阜県都市建築部住宅課住宅企画係

【提出部数】1部

【提出方法】

○郵送の場合

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県都市建築部住宅課住宅企画係宛て

(個人情報ですので、簡易書留、レターパックなどを御利用ください。)

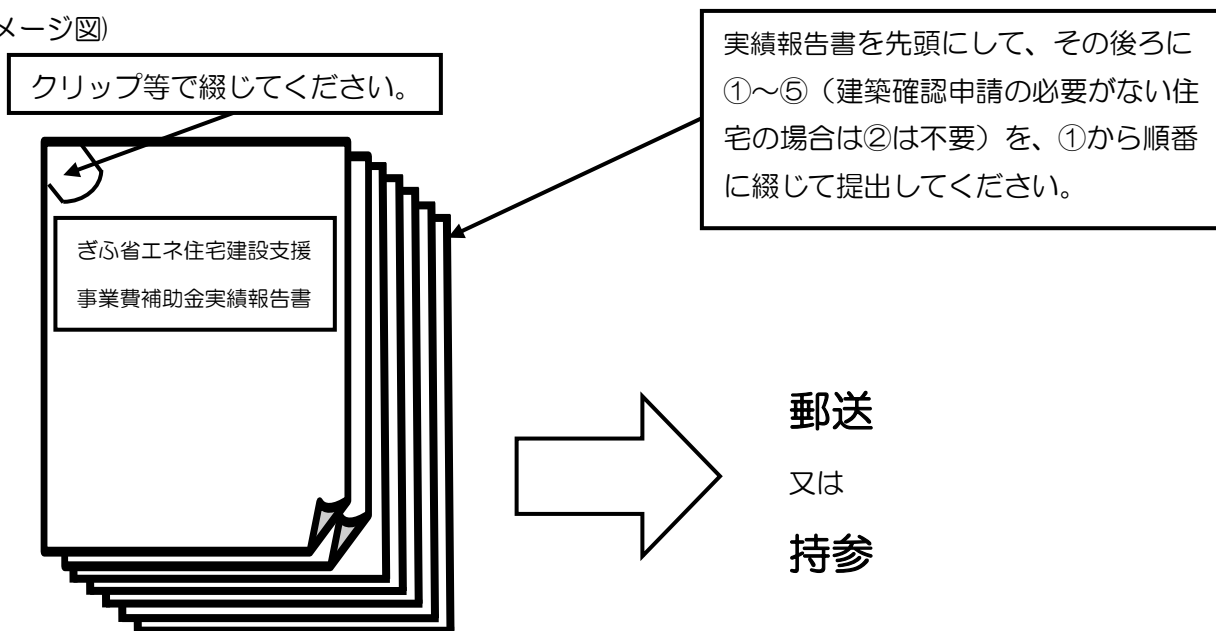
○持参の場合

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。

3. 添付書類の綴じ方について

添付書類①～⑤（建築確認申請の必要がない住宅の場合は②は不要）を、実績報告書の後ろに、①から順番に左上にクリップ等で綴じていただき、郵送又は持参のうえ提出してください。

(イメージ図)



4. その他

実績報告書の提出がありましたら添付書類等を審査し、要件を満たすと認められた場合は額の確定通知を送付します。（実績報告書を受理してから、多少前後しますが概ね1ヶ月程度）

額の確定通知が届いたら、添付の案内文をご確認いただき、補助金交付請求書を岐阜県に提出してください。補助金交付請求書を提出されない場合は、補助金が交付されませんので注意してください。